



第 39 回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年8月29日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号
エビススバルビル「E B i S 303」
5階 カンファレンスルームABC

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目 次

第39回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	19
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告	51

証券コード：4076
(発送日) 2024年8月14日
(電子提供措置の開始日) 2024年8月1日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
株式会社 シイエヌエス
代表取締役社長 関 根 政 英

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.cns.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シイエヌエス」又は「コード」に当社証券コード「4076」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットで議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号
エビススバルビル「E B i S 303」
5階 カンファレンスルームA B C
（末尾の株主総会会場ご案内図をご確認ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第39期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)議決権行使書面において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

インターネットによるオンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様は、インターネットにより後日オンデマンド配信いたします。なお、本オンデマンド配信はご視聴のみとなりますため、あらかじめ書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使いただき、ご質問のある場合は後記のとおり事前にお寄せください。

事前質問受付のご案内

本株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットにより事前質問を受け付けます。株主の皆様の関心が高いと思われる議案に関連する事項につきましては、株主総会当日の質疑応答の時間に回答させていただきます。

1. 株主総会ポータル

スマートフォン等により議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取っていただくか、以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。



<https://www.soukai-portal.net>

2. 受付期間

2024年8月22日（木曜日） 午前10時まで

【株主の皆様へのお願い】

・株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款(第17条)の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

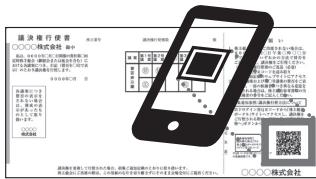
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年8月28日(水) 午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2024年8月22日(木) 午前10時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00~5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、創業時より積み重ねてまいりました大手SI事業者からの信頼と実績、継続的なリレーションにより、ICT業界の変化を早くに察知し、新しい分野に躊躇せず挑戦し、その先取性により事業を拡大してまいりました。この事業特性により、安定した収益確保を可能としています。当期は、業績が順調に推移した結果、増益となりましたことから、期末配当に関しましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金48円
配当総額 139,488,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年8月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性
1	<small>とみやま ひろみ</small> 富山 広己	代表取締役会長	再任
2	<small>せきね まさひで</small> 関根 政英	代表取締役社長	再任
3	<small>おのま はるひこ</small> 小野間 治彦	取締役	再任
4	<small>いのこ まさとし</small> 猪子 昌俊	上席執行役員 管理本部長	新任
5	<small>おおにし なるあき</small> 大西 徳昭	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

とみ やま ひろ み
富山 広己 (1953年3月9日)

再任

所有する当社の株式数

1,004,800株

在任年数

36年

取締役会出席状況

17/17回

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1976年04月 日本ユニバック株式会社（現BIPROGY株式会社）入社
- 1985年02月 株式会社メガロシステム入社
- 1987年09月 当社入社、取締役就任
- 1990年07月 当社代表取締役副社長就任
- 1996年02月 当社代表取締役社長就任
- 2015年07月 当社代表取締役会長就任（現任）
- 2018年05月 株式会社シイエヌエス北海道代表取締役会長就任（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社シイエヌエス北海道代表取締役会長

取締役候補者とした理由

富山広己氏を取締役候補者とした理由は、当社において30年余りにわたり当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

178,200株

在任年数

21年

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

せきね まさひで
関根 政英

(1966年11月10日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1988年04月 住信情報サービス株式会社（現三井住友トラスト・システム&サービス株式会社）入社
1993年01月 当社入社
2003年06月 当社取締役就任
2014年08月 当社取締役副社長就任
2015年07月 当社代表取締役社長就任（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

関根政英氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、基盤システム事業部長（現、デジタル技術推進事業部・システムプラットフォーム事業部）、戦略支援サービス事業部長（現、Applied Analytics事業部・ビジネスソリューション事業部）などを務め、豊富な経験と識見を有しております。社長就任以降も、「事業基盤の強化（人材の確保・育成）」「顧客とのアライアンス活用による協業強化」「デジタルソリューションの拡充」を成長戦略とする諸施策を策定・実施すること等により、経営全般を適切に管理、統括し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

112,400株

在任年数

15年

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

3

おのま はるひこ
小野間 治彦 (1973年10月12日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年04月 当社入社
2007年06月 当社執行役員就任
2009年06月 当社取締役就任（現任）
2016年04月 株式会社シイエヌエス北海道代表取締役社長就任
2018年05月 同社取締役就任
2020年06月 当社管理本部長就任

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

小野間治彦氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、業務システム事業部長、管理本部長、株式会社シイエヌエス北海道代表取締役社長などを務め、豊富な経験と識見を有し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

いのこまさとし
猪子 昌俊

(1981年6月26日)

新任

所有する当社の株式数

8,400株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

【略歴、当社における地位及び担当】

- 2004年04月 当社入社
- 2018年06月 当社執行役員就任
- 2018年06月 当社基盤システム事業部事業部長
- 2022年06月 当社経営企画部部長
- 2023年06月 当社経営戦略本部本部長
- 2024年06月 当社上席執行役員 管理本部本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

取締役候補者とした理由

猪子昌俊氏を取締役候補者とした理由は、当社執行役員就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、基盤システム事業部長、経営企画部長、経営戦略本部長などを務め、豊富な経験と識見を有し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

おおにし なる あき
大西 徳昭 (1960年3月22日)

再任
社外
独立

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

12/12回

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1983年04月 日本郵船株式会社入社
- 2017年07月 Big West Brothers Consulting & Solutions開業
- 2019年11月 BIG WEST BROTHERS合同会社代表就任（現任）
- 2022年04月 武蔵野大学大学院講師就任（現任）
- 2023年08月 当社社外取締役就任（現任）

【重要な兼職の状況】

BIG WEST BROTHERS合同会社代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大西徳昭氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、グローバルビジネス現場での豊富な経験で培ったコンプライアンスアドバイザーとしての高い知見を有しており、当社社外取締役として企業法務に係る専門的知識並びにコンサルティング経験等を当社経営に反映し、社内経営陣から独立した客観的視点から提言やご指導をいただけるものと期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西徳昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大西徳昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 代表取締役会長富山広己氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるN&KT株式会社が所有する株式数を含んだ実質株式数を記載しております。
5. 当社は当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
6. 当社は、大西徳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性
1	みやかわ ひでひこ 宮川 秀彦	取締役 常勤監査等委員	再任
2	ふくだ ひであき 福田 英明	社外取締役 監査等委員	再任 社外 独立
3	ほりた たかゆき 堀田 隆之	社外取締役 監査等委員	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

宮川 秀彦 (1963年1月25日)

再任

所有する当社の株式数

44,000株

在任年数

2年

取締役会出席状況

17/17回

監査等委員会出席状況

13/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年04月 株式会社日本ネットワーク入社
1990年07月 個人事業主として起業
2006年01月 当社入社、当社執行役員就任
2010年05月 当社執行役員退任
2016年06月 当社執行役員就任
2018年08月 当社監査役就任
2022年08月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）
2023年07月 株式会社シイエヌエス北海道監査役就任（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社シイエヌエス北海道監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

宮川秀彦氏を取締役候補者とした理由は、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、監査等委員の取締役として適任であり、これまでの豊富な経験と識見は当社取締役会の意思決定に資することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

ふく だ ひで あき
福田 英明 (1949年9月15日)

再任
社外
独立

所有する当社の株式数

21,600株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

17/17回

監査等委員会出席状況

13/13回

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1976年04月 日本ユニバック株式会社（現BIPROGY株式会社）入社
2008年08月 当社社外監査役就任
2008年12月 税理士試験合格
2009年04月 福田英明税理士事務所開業、同事務所所長就任（現任）
2019年06月 株式会社シイエヌエス北海道監査役就任
2021年05月 一般社団法人平塚青色申告会監事就任
2022年08月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕

福田英明税理士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

福田英明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有し、財務及び会計等の分野における豊富な経験と知見を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、福田英明税理士事務所所長を兼任しており、当社株式21,600株（議決権割合0.7%）を保有しておりますが、同氏及び兼任先と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。



候補者番号

3

ほり た たか ゆき
堀田 隆之 (1966年4月29日)

再任
社外
独立

【略歴、当社における地位及び担当】

所有する当社の株式数	1株	1987年08月	株式会社中セキクレジット（現三菱HCキャピタル株式会社）入社
社外取締役在任年数	2年	1993年03月	株式会社フジトミ（現フジトミ証券株式会社）入社
取締役会出席状況	17/17回	1999年02月	ファーサイト会計事務所入所
監査等委員会出席状況	13/13回	1999年11月	福地捨男税理士事務所入所
		2009年07月	仲澤寛税理士事務所入所
		2010年09月	堀田隆之税理士事務所開業、同事務所所長就任（現任）
		2019年08月	当社社外監査役就任
		2022年08月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

【重要な兼職の状況】

堀田隆之税理士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀田隆之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有し、財務及び会計等の分野における豊富な経験と知見を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、堀田隆之税理士事務所所長を兼任しておりますが、同氏及び兼任先と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田英明氏及び堀田隆之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、福田英明氏及び堀田隆之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
5. 当社は、福田英明氏及び堀田隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

事業報告

(2023年6月1日から)
(2024年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社を取り巻く事業環境は、国内の企業収益が好調に推移し、デジタル技術を活用したビジネスプロセス及びビジネスモデルの変革、DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた投資意欲が旺盛であった一方、コストの削減や期間の短縮を目的に内製化の志向も高まった一年でした。IT・デジタル人材は依然として不足しており、需給差は拡大しております。その影響でIT業界における開発単価は上昇傾向となりましたが、採用環境についてはより厳しい状況で推移いたしました

このような環境の下、DX向けソリューションである、クラウド構築、ビッグデータ分析、業務ワークフローの自動化（ServiceNow）により、顧客企業が提供する価値増強への支援を継続するとともに、2023年6月に立ち上げたコンサルティング事業においては、企業のDX戦略の策定、実行支援のニーズに対応しており、ITソリューションからコンサルティングまでワンストップで対応するサービスを提供してまいりました。また、2023年8月に発表したリブランディングの下、当社が次のステージに進むための社内向け施策の検討、設計に取り組んでまいりました。中長期的な成長を見据え、改めて当社の強みを再定義したリブランディングでは、新たに当社ブランドメッセージ「BEYOND THE RIGHT ANSWER. -正解以上の答えをだそう-」を策定し、コーポレートアイデンティティのリニューアルも実施いたしました。当社の価値の源泉である3つの強み「人を想う力」「技術を活かす力」「可能性を広げる力」と、当社が目指すこれからの“CNS”の姿を表現しております。

当社の事業は主に準委任契約による受託開発・システムコンサルティング等であり、人員数の増減が収益に影響を与えるビジネスモデルであります。以降でご説明する各既存事業の対前期増減率については、2024年5月期からの下記の新事業体制による人員異動の影響を考慮しておりません。

- システム基盤事業を再編し、一部のリソースをデジタル革新推進事業、業務システムインテグレーション事業、コンサルティング事業へ移管
- ビッグデータ分析事業に属するリソースをコンサルティング事業へ移管

■成長戦略と施策の実践状況

当社グループは、DX変革ビジネスの拡大を成長戦略の中核に据え、前連結会計年度に続き、「1. 事業基盤の強化」、「2. 新たな顧客獲得による事業規模拡大」、「3. ソリューションの拡充による市場拡大」の実現に向けた各施策を推進いたしました。なお、当社グループのマテリアリティに関連して「積極的な新卒採用と早期育成」、「DX推進のためのパートナー企業アライアンス拡大、協業」「最新のIT技術の活用」の取り組みの実践状況も含めてご報告いたします。

■事業基盤の強化

当期は新卒採用に比重を置き、ダイレクトリクルーティング及びインターンシップの活用を進めることで優秀な人材の囲い込みに努めた結果、2024年度入社の新卒社員数はおおよそ計画どおりとなりました。人事部では入社前の研修やフォロー、社員交流イベントを充実させ内定承諾率の向上を図り、入社後は集合研修後、配属現場でのOJT・フォローアップ研修を行っております。下半期においては、現場配属後の即戦力化を目指し、特に新卒社員の育成施策の改善に取り組むことで、主体性とチームワークがさらに身に着くよう研修の見直しを行いました。中途採用に関しては、各事業部における募集要項を見直し、応募数の増加を図るとともに入社後のミスマッチ防止に努めましたが、ターゲット層の採用は厳しい状況で推移いたしました。既存のエンジニアについては、ますます加速する技術進化の中で常にキャッチアップを行い、対応可能な案件の幅を広げるとともに、資格取得の推奨・支援により顧客に対して付加価値を提案できる人材の育成に努めました。

■新たな取引先拡大のための強化施策

当社が注力するデジタルワークフローを提供するServiceNowについては、引き続き需要は高く、主要取引先である株式会社NTTデータに加え、新規Sierとの取引を開始いたしました。システム基盤事業における独自サービス「U-Way」OCIシリーズは、日本オラクル社の注力パートナーとして、同社と連携してそれらサービスの販売を強化し、ベンダーを挟んだ間接取引のみならず、エンドユーザーからの直接取引にも繋げ、顧客の裾野を広げることができました。ビッグデータ分析事業においても、SAS社製品を活用した独自サービス「U-Way Migration to SAS Viya構築支援サービス」の開発・リリースをいたしました。業務システムインテグレーション事業では、金融業界を中心にローコード開発等対応業務の幅を広げることで顧客の要望に柔軟に対応し取引を拡大することができました。

■ソリューションの拡充による市場拡大

当社グループの主力ソリューションであるデジタル革新技術（クラウド構築、ビッグデータ分析、業務ワークフローの自動化（ServiceNow））について、顧客にとって分かりやすく、かつタイムリーに提供することを目的に、ノウハウの標準化、方法論のフレームワーク化を進めてまいりました。これによりサービスメニューの整備が進み、自社ブランドを立ち上げたことから、2023年8月の自社ウェブサイト更改に合わせてサービスページもリリースいたしました。U-Wayシリーズの事業展開に関しては、システム基盤事業では2022年10月から現在までに4サービスを提供し、ビッグデータ分析事業においては、2024年1月に1サービスの提供を開始しております。業務システムインテグレーションにおいては、アプリケーション開発のみならず、ERP関連のSaaS等のソリューション導入サービスにも着手いたしました。

当連結会計年度における各事業の状況は以下のとおりです。

デジタル革新推進事業では、既存の性能やデータベース移行に関するテクノロジーコンサルティング案件及び新規に獲得したキャッシュレス決済アプリケーション開発案件の大幅な拡大に加え、注力するServiceNowでは新規顧客を獲得いたしました。この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比20.6%増の1,819,938千円となりました。売上総利益率は、リカバリー対応を優先したこと、ServiceNowパートナー認定ランクに係る取り組み費用を抑制できたことで前期比0.9%減に止まり、24.5%となりました。

ビッグデータ分析事業は、組織再編による人員減少の体制で今期開始いたしました。このような状況のなか、主要顧客における事業環境の変化による受注案件の縮小、新規顧客にて計画していた案件の中止等の影響を受けました。これらのリカバリーに向けて営業活動を強化した結果、小規模も含めた案件の獲得につながり、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比1.5%増の1,139,923千円となりました。売上総利益率につきましても、利益率の高い案件の縮小により、前期比5.2%減の24.5%となりました。

システム基盤事業についても組織再編に伴う人員減少により収益が縮小いたしました。SES契約ではなくサービス形態による案件受注・拡大を目指し、当社独自サービス「U-Way」をフックに、日本オラクル社とともに積極的な提案活動を行った結果、新規エンドユーザーを獲得することができました。加えて、既存顧客に対しても対応範囲を広げ体制を拡大することができましたが、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比10.4%減の1,779,555

千円となりました。

一方、売上総利益率については、既存顧客への単価アップ交渉や「U-Way」OCIシリーズの寄与により前期比1.2%増の24.4%となりました。

業務システムインテグレーション事業は、好調な金融業界の投資意欲を追い風に、様々に依頼される課題解決に対して、高い技術力で取りこぼしなく対応してまいりました。金融機関に対する法規制等に対応する大型スクラッチ開発案件やシステム老朽化対応案件などの前期下半期からの案件の継続や既存案件における増員に加え、経済安全保障に係る案件や証券会社向けシステム構築案件を新規に獲得したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比10.7%増の1,517,934千円となりました。売上総利益率については、主に大口顧客からの受注案件の縮小により、前期比0.3%減の23.8%となりました。

当期新たに立ち上げたコンサルティング事業については、主にコンサルティング案件に対応していた既存エンジニアを移管し、上流エリアのビジネス拡大に向けた営業活動を実施してまいりました。エンジニアとともに移管した案件の継続、及び生成AIや金融機関向けのコンサルティング案件等を下半期において新たに獲得できたものの、コンサルタント人材数が計画通りに進捗しなかったことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、399,730千円（計画比79.8%）、売上総利益率については、想定していた新規コンサルティング案件を受注できなかったことにより、29.7%（計画比4.3%減）となりました。なお、コンサルタント人材の獲得が進み、2025年5月期は当該事業の立て直しを図り、上流のDXコンサルティングの拡大に努めてまいります。

以上の結果、以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は6,657,083千円（前期比11.1%増）となりました。認知度向上に向けたIR・PR活動に積極的に取り組んだことにより当該費用は増加したものの、即戦力人材採用活動の見直しによるコスト削減等があったことで販管費率は前期比で0.5ポイント減少し、営業利益619,974千円（同10.9%増）経常利益650,255千円（同10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益461,328千円（同6.5%増）となりました。

	第38期 (2023年5月期)	第39期 (2024年5月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	5,989,475	6,657,083	667,607	11.1%
営業利益	559,098	619,974	60,875	10.9%
経常利益	587,675	650,255	62,579	10.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	433,098	461,328	28,230	6.5%

なお、当社グループはシステムエンジニアリングサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

〔新中期経営計画の策定について〕

1985年の創業より、情報技術の先進的活用により、顧客企業と社会の発展の発展に貢献することを理念に掲げ、次期（2025年5月期）に創業40周年を迎えます。社会の期待に応える持続的成長のため、次なるステージに上がるべく3か年の新たな経営計画を策定いたしました。2030年をターゲットとする当社の目指す『「人を想う」事業やサービスを通じて社会的課題を解決し、人や社会、未来に貢献する企業グループ』の実現に向けて、新中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）では、組織改革の推進と提案力強化、及び社会課題解決に向けたビジネスの創出に取り組んでまいります。

基本方針

「エンパワーメントの促進とイノベーションの醸成」

■ 3つの成長戦略（コア成長戦略）

<戦略1 事業基盤の強化>

- ・ビジネス拡大に必要な体制の強化
- ・組織風土の改革

<戦略2 新たな顧客獲得による事業規模拡大>

- ・重点顧客との連携強化による売上拡大
- ・新たなアライアンスパートナーとの協業関係整備による新規顧客の拡大

<戦略3 ソリューションの拡充による市場拡大>

- ・デジタル変革ソリューションの拡充
- ・デジタル変革を実現するソリューションの拡大・拡充

■新中期経営計画にて取り組む新たな成長戦略（強化成長戦略）

<戦略4 新たなビジネス機会の創出に向けた提案力の強化>

- ・顧客の企業価値向上に向けた成功体験の積み上げ
- ・主体的な提案活動による顧客接点の拡大
- ・全社横断の営業組織の立ち上げ

<戦略5 社会課題を起点としたビジネスの創出>

全事業横断の戦略

- ・社会課題ソリューションの開発ノウハウ蓄積
- ・地方（自治体含む）との顧客接点開拓
- ・ソーシャルビジネスの創出と展開

コンサルティング事業注力戦略

- ・コンサルティング事業の営業力強化
- ・社会課題解決のコンサルティング手法確立
- ・ソリューションモデルの立案と案件適用

■数値目標

2027年5月期目標

売上高 100億円	営業利益率 10.0%以上
従業員還元 +10.0%のベア実現	株主還元 累進配当政策の長期継続

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループの設備投資の総額は11,027千円であります。主なものは、当社グループ本社における業務環境改善のための社内基幹システムの構築費用、コンピュータ機器等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引先金融機関と総額130,000千円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年 5 月期)	第 37 期 (2022年 5 月期)	第 38 期 (2023年 5 月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2024年 5 月期)
売 上 高(千円)	4,841,026	5,419,409	5,989,475	6,657,083
経 常 利 益(千円)	489,944	594,456	587,675	650,255
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	336,707	409,489	433,098	461,328
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	134.25	145.51	149.04	158.75
総 資 産(千円)	3,138,793	4,151,846	4,547,178	4,933,509
純 資 産(千円)	1,994,239	3,038,780	3,341,108	3,671,667
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	795.15	1,045.69	1,149.73	1,263.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 2021年5月1日付で行われた株式の分割が、第36期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年 5 月期)	第 37 期 (2022年 5 月期)	第 38 期 (2023年 5 月期)	第 39 期 (当事業年度) (2024年 5 月期)
売 上 高(千円)	4,415,065	4,887,041	5,371,631	6,073,608
経 常 利 益(千円)	430,155	531,259	505,481	611,567
当 期 純 利 益(千円)	296,287	364,315	374,279	434,087
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	118.14	129.46	128.80	149.38
総 資 産 (千円)	2,898,843	3,856,373	4,164,409	4,567,306
純 資 産 (千円)	1,828,160	2,827,527	3,071,036	3,374,354
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	728.93	973.00	1,056.79	1,161.17

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 2021年5月1日付で行われた株式の分割が、第36期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第37期の期首から適用しており、第37期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 シ イ エ ヌ エ ス 北 海 道	25,000千円	100.0%	システムエンジニアリングサービス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス産業においては、事業の強化や変革を推進するDXの潮流が、企業の競争力強化に向けた戦略的投資需要を高め、需要は増加基調で推移していくことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、新たに策定した中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）において掲げた目標の達成に向けて以下の対処すべき課題に取り組み、業績の拡大、企業価値向上を目指してまいります。

① オリジナルサービスの拡大

当社グループは受託型のエンジニアリングサービスやシステム開発に特化し、お客様との取引を拡大してまいりました。一方、少子高齢化による労働人口の減少が進み、人材獲得競争は激化し、労働市場の流動性も高まっております。このため当社は、受託型以外のビジネスモデルの構築に取り組み、2022年10月に、当社初のブランド「U-Way」を立ち上げ、オリジナルサービスの提供を開始いたしました。中期経営計画において、U-Wayシリーズの事業展開による売上高20億円を目指しておりますが、この目標の達成に向けて、各事業においてオリジナルサービスの開発・販売拡大に取り組みます。

② 新規顧客の獲得

これまでの受託型ビジネスにおいては、主に既存顧客との安定的な取引により業績拡大してまいりました。今後、持続的な成長を実現していくためには、受託ビジネスの姿勢から脱却し、攻めの姿勢に転じることが重要であると考えております。マーケットニーズの把握、顧客ニーズの深掘りの取り組みを強化するとともに、主体的な提案活動による顧客接点の拡大や、ITベンダーやお客様とのパートナーシップの増強により、特に新たなエンドユーザーの獲得に向け取り組んでまいります。2025年5月期より部門横断チームを組成し、営業戦略の策定に着手いたしました。

③ 業容の拡大

当社グループは、2030年度における目指す姿『「人を想う」事業やサービスを通じて社会課題を解決し、人や社会、未来に貢献する企業グループ』の実現に向けて、社会課題を起点としたビジネスの創出を強化成長戦略の一つに掲げております。2022年5月期より、成長戦略のうちの1つとして「ソリューションの拡充による市場拡大」に取り組んでおりますが、技術領域を拡大することで提供サービスの拡充を図るものであり、着実にサービス数は増加しております。今後は、事業会社だけではなく中央省庁や地方自治体に向けた提案も行っていくことで、様々な案件を通して社会課題ソリューションの開発ノウハウの蓄積に努め、業容の拡大につなげてまいります。

④ 人材の確保と育成・働き方改革の推進

企業成長には優秀な人材の確保・育成は不可欠であり、情報サービス産業は人材こそが全てである業界と言えます。しかしながら、少子高齢化が進む中、業種・業態を超えた人材獲得競争は激化、高度IT人材の不足も深刻化しております。そのため、従業員の働きやすい環境づくりを推進し人材確保に努めるとともに、能力を向上させるための研修、資格取得の推奨を実施しております。新たに策定した中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）における重点施策のうちの一つに、人材戦略の強化として、人事制度改革の完成を掲げており、社員の能力を最大限に発揮させる評価制度の構築、高度人材の認定制度の確立に取り組んでまいります。社員の働き方については、ワークライフバランスに配慮しつつ、生産性及び品質の向上を実現することが重要な課題であると認識しております。2024年5月期には、離職率の低下、及び働き方の多様化促進を目的にフルテレワーク制度を導入いたしました。社員の健康や意欲を損なわない環境を保ち続け、事業の健全な継続を実現するとともに、社員の仕事へのやりがい、誇りを高めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

業務運営の効率化やリスク管理、また安定的に事業を拡大するためには内部管理体制のさらなる強化が必要不可欠であると考えております。今後も引き続き、内部管理体制の整備を推進するとともに、労務管理上の問題や情報漏洩、ハラスメントなどが発生しないようコンプライアンスの強化にも努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業区分	事業内容
システムエンジニアリングサービス事業	コンピュータの受託開発業務、企業の基幹系業務システムの開発及びWeb関連システムの設計・開発等

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年5月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社 シイエヌエス北海道	北海道札幌市
-------------------	--------

(7) 使用人の状況 (2024年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システムエンジニアリングサービス事業	255 (11) 名	13名増 (- 名増)
合計	255 (11) 名	13名増 (- 名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比較して13名増加しております。これは、事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
214 (11) 名	9名増 (- 名増)	32.6歳	6.02年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比較して9名増加しております。これは、事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況**（2024年5月31日現在）
該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,906,000株
- ③ 株主数 1,293名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
N & K T 株 式 会 社	600,000株	20.6%
富 山 広 己	404,800	13.9
関 根 政 英	178,200	6.1
シ イ エ ヌ エ ス 従 業 員 持 株 会	133,000	4.5
小 野 間 治 彦	112,400	3.8
楠 見 慶 太	112,000	3.8
生 活 協 同 組 合 コ ー プ さ っ ぽ ろ	100,000	3.4
株 式 会 社 N T T デ ー タ グ ル ー プ	100,000	3.4
戸 田 忠 志	60,000	2.0
種 田 政 行	54,000	1.8

- (注) 1. N&KT株式会社は、当社代表取締役会長富山広己の資産管理会社であります。
2. 自己株式は保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	富山 広己	株式会社シエヌエス北海道代表取締役会長
代表取締役社長	関根 政英	
取締役	小野間 治彦	管理本部長
取締役	井上 英也	
取締役	大西 徳昭	BIG WEST BROTHERS合同会社代表
取締役（常勤監査等委員）	宮川 秀彦	株式会社シエヌエス北海道監査役
取締役（監査等委員）	福田 英明	福田英明税理士事務所所長
取締役（監査等委員）	堀田 隆之	堀田隆之税理士事務所所長

(注) 1. 取締役井上英也氏及び大西徳昭氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、宮川秀彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員）福田英明氏及び堀田隆之氏は、社外取締役であります。

両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、社外取締役井上英也氏及び大西徳昭氏、社外取締役（監査等委員）福田英明氏及び堀田隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	98,364 (9,630)	98,364 (9,630)	— (—)	— (—)	5 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17,961 (6,000)	17,961 (6,000)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	116,325 (15,630)	116,325 (15,630)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度に支払った役員退職慰労金はありません。

3. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の組入額として次の金額を含んでおります。

・取締役5名 8百万円 (うち社外取締役2名 一百万円)

・監査等委員である取締役3名 1百万円 (うち社外取締役2名 一百万円)

4. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。

5. 当社は、非金銭報酬等を支給しておりません。

6. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬額については、2022年8月26日開催の第37回定時株主総会において、年額160,000千円以内 (うち社外取締役分は年額15,000千円以内) と決議いただいております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名 (うち社外取締役1名) です。監査等委員の金銭報酬の額については、

2022年8月26日開催の第37回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とする。報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬等は支給しないものとする。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、別に定める役員報酬規程に基づき、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して取締役会にて年額を決定し、毎月定額で支給するものとする。

・賞与

当社の取締役の賞与は支給しないものとする。

・退職慰労金

当社の取締役の退職慰労金は、退任時に株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき取締役会にて決定した額を支給するものとする。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によることとしております。なお、当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会において決定しており、

取締役その他の第三者には委任しておりません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役大西徳昭氏は、BIG WEST BROTHERS合同会社の代表であります。当社と兼職先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）福田英明氏は、福田英明税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）堀田隆之氏は、堀田隆之税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 井 上 英 也	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 大 西 徳 昭	2023年8月25日就任以降に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 福 田 英 明	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、財務及び会計等の分野における意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与しております。取締役会では、取締役会の審議に関して必要な発言を適宜行い、また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役（監査等委員） 堀 田 隆 之	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、財務及び会計等の分野における意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与しております。取締役会では、取締役会の審議に関して必要な発言を適宜行い、また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の業務停止処分

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任に関する決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、各個人が高い倫理観に基づいて行動するため、コンプライアンス規程を定め、その周知徹底を図ります。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する当社の遵守状況の確認、相談・通報窓口の設営、綱紀の保持等、必要な活動の推進や体制の整備を統括します。
 - ハ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報規程を定め、必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。
 - ニ. 反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たないため組織全体で毅然とした態度で臨むとともに、責任者を代表取締役社長、管理部を対応窓口とし、情報収集や警察等の外部専門機関との連携を平素より努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、記録管理規程に基づき管理部を統括部とし、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存します。
 - ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、リスク管理規程に則りリスク管理を遂行するとともに、代表取締役社長を統括責任者とし、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図ります。
 - ロ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとります。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を原則として1ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の報告等を行います。
 - ロ. 代表取締役、代表取締役が指名する社内取締役、執行役員、事業部長、副事業部長及び部長で構成される経営会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・審議を行います。
 - ハ. 事業計画及び年次予算に基づき、予算と実績の差異分析を通じて目標達成のための進捗管理を行います。
- 二. 独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営情報を適時的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めるとともに、グループ会社に対し、その経営成績、財政状況その他重要な情報について、原則として月1回報告を求めます。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法その他適用のある諸法令に基づき、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会から求められた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会を補助すべき使用人は、その職務については専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その評価や人事は監査等委員会と協議して行ないます。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 監査等委員会の要請に応じて、取締役及び使用人は、職務の執行に関する事項等を報告し、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告します。
- ロ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。
- ハ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。

⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告した者に対し、それを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とします。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会等の会議に出席します。また当社は、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供します。
- ロ. 監査等委員は、取締役とのミーティング、事業場や子会社への往査を定期的に行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、コンプライアンスの全社的推進と必要な情報の共有化を図っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
記録管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理しております。また、文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保存期間、及び管理方法等を規程に定めております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営及び業務執行の意思決定機関として取締役会を原則として1ヵ月に1回以上開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 内部監査担当が、内部監査計画に基づき、全部門を対象にコンプライアンス遵守の状況、リスク管理体制の有効性を重要項目として内部監査を実施しております。また、監査等委員との定期的な意見交換を実施し、相互連携の強化に努めております。
 - ロ. 業務執行における意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議決裁システムを採用し、適宜事前の承認申請又は報告を行なっております。また、管理部門が内容を常時閲覧、チェックできる体制を整えております。
 - ハ. 組織的又は個人的な法令違反・会社規則違反等に関する相談又は通報体制として、内部通報窓口を設置しております。通報窓口は管理部長、監査等委員のほか、経営から独立した社外の通報窓口（顧問弁護士）を設け、不正行為等の早期発見と是正を図っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
経理規程に基づき、適正な会計処理を行なうと同時に、財務報告に係る内部統制の体制整備を継続的に行なっております。また、監査等委員、内部監査人及び会計監査人は、定期的に当社及び子会社の内部統制の運用状況や監査結果について協議、及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査等委員会から当該使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議して設置することとします。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する体制
前述の通り該当事項はありません。
- ⑨ 監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。取締役会等の重要会議へ監査等委員が出席することで適時に情報提供が行なわれ、その議事録についても監査等委員は確認することができます。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告をした者が不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に定めております。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制
監査等委員がその職務の執行について必要な費用について予算計上しております。当社に対し費用の請求をしたときは、遅滞なく当該費用等を処理する体制を取っております。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、経営会議や取締役会等の重要会議に出席するほか、監査計画に基づき、重要な書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、監査法人、内部監査人と定期的に意見交換会を実施することにより、取締役の職務執行状況、内部統制の整備並びに運用状況を確認し、監査の実効性の向上を図っております。
 - ロ. 監査等委員会では経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について意見交換を行ない、その結果については取締役会などで適宜意見表明しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では基本方針及び買収への対応方針につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会情勢等の変化を注視しつつ慎重に検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業時より積み重ねてまいりました大手SI事業者からの信頼と実績、継続的なリレーションにより、ICT業界の変化を早くに察知し、新しい分野に躊躇せず挑戦し、その先取性により事業を拡大してまいりました。この事業特性により、安定した収益確保を可能としています。今後、持続的な成長を株主の皆様とともに実現するとともに、株主層の拡大を図るべく、配当性向30%以上を目安に、利益成長に合わせて増配する累進配当の実施を基本方針としております。

連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,349,090	流動負債	834,210
現金及び預金	3,573,874	買掛金	352,060
売掛金及び契約資産	697,414	リース債務	2,824
棚卸資産	4,243	未払金	258,080
前払費用	59,648	未払法人税等	121,538
未収入金	4,950	未払消費税等	68,605
その他	8,957	その他	31,101
固定資産	584,419	固定負債	427,632
有形固定資産	64,981	リース債務	7,826
建物	76,488	役員退職慰労引当金	330,215
工具、器具及び備品	79,739	退職給付に係る負債	89,590
土地	2,220		
リース資産	18,000		
減価償却累計額	△111,466		
無形固定資産	49,375	負債合計	1,261,842
ソフトウェア	49,330	(純資産の部)	
その他	45	株主資本	3,671,667
投資その他の資産	470,062	資本金	478,775
投資有価証券	5,000	資本剰余金	434,675
敷金及び保証金	49,691	利益剰余金	2,758,217
保険積立金	257,224		
繰延税金資産	146,891		
その他	62,974		
貸倒引当金	△51,719	純資産合計	3,671,667
資産合計	4,933,509	負債純資産合計	4,933,509

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年6月1日から)
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,657,083
売上原価	5,017,663
売上総利益	1,639,419
販売費及び一般管理費	1,019,445
営業利益	619,974
受取利息	38
受取配当金	9,000
受取保険金	5,978
助成金収入	11,772
受取料	3,742
その他	2,346
営業外費用	32,877
支払利息	285
保険解約	2,309
その他	0
経常利益	2,596
特別損失	650,255
会員権売却損	59
減損損失	13,592
固定資産除却損	113
税金等調整前当期純利益	13,765
法人税、住民税及び事業税	186,673
法人税等調整額	△11,512
当期純利益	636,489
親会社株主に帰属する当期純利益	461,328
	461,328

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から)
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	478,775	434,675	2,427,658	3,341,108
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当			△130,770	△130,770
親会社株主に帰属する当期純利益			461,328	461,328
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	-	-	330,558	330,558
当連結会計年度末残高	478,775	434,675	2,758,217	3,671,667

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	-	-	3,341,108
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△130,770
親会社株主に帰属する当期純利益			461,328
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)			-
当連結会計年度変動額合計	-	-	330,558
当連結会計年度末残高	-	-	3,671,667

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,985,569	流動負債	767,650
現金及び預金	3,306,030	買掛金	314,736
売掛金及び契約資産	609,172	リース債務	2,824
棚卸資産	4,081	未払金	236,750
前払費用	55,935	未払法人税等	121,538
未収入金	5,669	未払消費税等	62,265
その他	4,679	その他	29,535
固定資産	581,736	固定負債	425,300
有形固定資産	55,896	リース債務	7,826
建物	66,608	役員退職慰労引当金	327,883
工具、器具及び備品	64,389	退職給付引当金	89,590
土地	2,220		
リース資産	18,000	負債合計	1,192,951
減価償却累計額	△95,321	(純資産の部)	
無形固定資産	49,187	株主資本	3,374,354
ソフトウェア	49,142	資本金	478,775
その他	45	資本剰余金	434,675
投資その他の資産	476,652	資本準備金	428,775
投資有価証券	5,000	その他資本剰余金	5,900
関係会社株式	25,000	利益剰余金	2,460,904
敷金及び保証金	37,293	利益準備金	13,197
保険積立金	257,224	その他利益剰余金	2,447,707
繰延税金資産	140,879	繰越利益剰余金	2,447,707
その他	62,974		
貸倒引当金	△51,719	純資産合計	3,374,354
資産合計	4,567,306	負債純資産合計	4,567,306

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年6月1日から)
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,073,608
売上原価	4,566,712
売上総利益	1,506,895
販売費及び一般管理費	923,654
営業利益	583,240
営業外収益	
受取利息	35
受取配当金	9,000
受取保険金	5,978
助成金収入	9,820
受取出向料	3,742
その他	2,346
合計	30,923
営業外費用	
支払利息	285
保険解約損	2,309
その他	0
合計	2,596
経常利益	611,567
経常損失	
役員権売却損	59
減損損失	13,592
固定資産除却損	113
合計	13,765
税引前当期純利益	597,801
法人税、住民税及び事業税	177,965
法人税等調整額	△14,251
当期純利益	434,087

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から)
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	478,775	428,775	5,900	434,675	13,197	2,144,389	2,157,586	3,071,036
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△130,770	△130,770	△130,770
当 期 純 利 益						434,087	434,087	434,087
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	303,317	303,317	303,317
当 期 末 残 高	478,775	428,775	5,900	434,675	13,197	2,447,707	2,460,904	3,374,354

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	-	-	3,071,036
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△130,770
当 期 純 利 益			434,087
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	303,317
当 期 末 残 高	-	-	3,374,354

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月26日

株式会社シイエヌエス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田	琢磨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井	清二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シイエヌエスの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シイエヌエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月26日

株式会社シイエヌエス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田	琢磨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井	清二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シイエヌエスの2023年6月1日から2024年5月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月26日

株式会社 シイエヌエス 監査等委員会

常勤監査等委員 宮川 秀彦 (印)

監査等委員 福田 英明 (印)

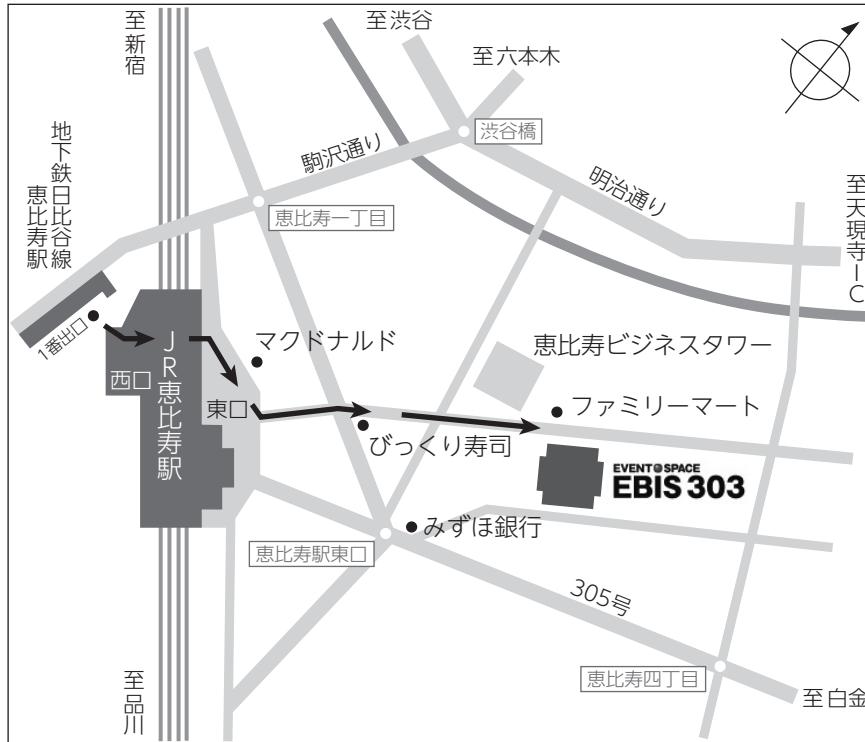
監査等委員 堀田 隆之 (印)

(注) 監査等委員会福田英明及び堀田隆之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号
エビススバルビル「E B I S 3 0 3」
5階 カンファレンスルームABC



交通 J R 恵比寿駅 東口より 徒歩約 3 分
地下鉄日比谷線恵比寿駅 1 番出口より 徒歩約 4 分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。